

平成 2 1 年 第 5 回 南 伊 豆 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (7月29日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○閉議及び閉会宣告	18
○署名議員	19

平成21年第5回南伊豆町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成21年7月29日(水)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議第56号 南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
日程第 4 議第57号 南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定について
日程第 5 議第58号 平成21年度南伊豆町一般会計補正予算(第3号)
日程第 6 議第59号 平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邊浩君
総務課長	鈴木博志君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	小坂孝味君	産業観光課長	山田昌平君

町民課長	奥村 豊 君	健康福祉課長	松本 恒明 君
教委事務局長	大野 寛 君	上下水道課長	山本 信三 君
会計管理者	大年 清一 君	総務係長	大野 孝行 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田 忠蔵	主 幹	大年 美文
--------	-------	-----	-------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（渡邊嘉郎君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

これより平成21年南伊豆町議会第5回臨時会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（渡邊嘉郎君） 議事日程は印刷配付をしたとおりであります。

◎開議宣告

○議長（渡邊嘉郎君） これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

7番議員 梅本和熙君

8番議員 漆田修君

◎会期の決定

○議長（渡邊嘉郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期は、議事日程のとおり本日1日としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は7月29日、1日限りと決定しました。

ここで暫時休憩をします。

各議員は議案を持参して委員会室に集合願います。

休憩 午前 9時30分

再開 午前10時29分

○議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊嘉郎君） これより議案審議に入ります。

議第56号 南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第56号の提案理由を申し上げます。

本案は、登録申請者がみずから出頭し、申請した場合における本人確認の方法中、保証人によるものについて、本町において印鑑の登録を受けている者に限定しておりましたが、印鑑証明書を添付することにより、本町以外の者も保証できるものとするものであります。

見出しについては、「（登録印録の廃止申請）」を「（印鑑登録の廃止申請）」に改めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第56号 南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第56号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊嘉郎君） 議第57号 南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第57号の提案理由を申し上げます。

本案は、戸籍事務の電算化に伴い、手数料条例別表中、手数料の名称を「戸籍の謄抄本」から「戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている

事項の全部若しくは一部の証明」に改め、「除籍の謄抄本」につきましても、「除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明」に改めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第57号 南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第57号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊嘉郎君） 議第58号 平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第58号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算総額に5,279万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,804万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、本年度末で終了する第4次南伊豆町総合計画にかわる第5次南伊豆町総合計画の策定に関する費用776万7,000円と国の平成21年度第1次補正予算による地域活性化・経済危機対策臨時交付金対象事業のうち、緊急なもので、町民の安心で安全な生活の実現のため、町内14カ所に消火栓を新設する工事費882万円と老朽化の激しい消防ポンプと可搬ポンプつき積載車各1台を購入するために2,400万円、その他公共下水道特別会計繰出金750万円を計上いたしました。

歳入は、前年度繰越金5,199万4,000円と諸収入の消防団員退職報償金79万7,000円であります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 一般会計補正予算の細かい説明は議場では要らないです。

やっぱり原理原則をおろそかにしてはいけないんで、これはまずいですよ。全員協議会をさっきやって、質疑は出た人もいますけれども、質問いたしますが、五千数百万円の補正でありますけれども、この中には、第5次総合計画があって決算の伊豆新聞のほうに出ているんで、議場の場でやっぱり住民の皆さんにきちんと説明することをやられなければ、議会の意味がないので、まず9ページの予算です。委託料の訴訟代理人の業務委託料の内訳、これはどういう裁判で、内訳はどのような内容なのか、その点を話してください。

もう一つは、15ページに、まず簡単なから最初に聞きますけれども、消火栓の設置に関しては、いわゆる要望箇所に対しての充足率についてはどの程度充足されているのか。

それは簡単な1つですけれども、次に9ページの13節委託料の南伊豆町総合計画の策定委託料の策定委託料の700万円の予算の内訳と第5次総合計画を考えるに当たっての予算の特

徴と中身について、まずお答えさせていただきます。簡単な部分から……

○議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 第5次総合計画の700万円の委託料の内容説明でございます。

これにつきましては、直接人件費という形で、業者のほうの主任研究員、それに研究員、それとオペレーター、3職種の人件費を見ております。業務内容につきましては、基礎調査、アンケート調査、それと審議会、庁内職員の会議等の運営支援、それと第4次総合計画の検証、あと基本構想素案の作成、基本計画素案の作成、総合計画原案の作成というような委託業務内容につきましてはのり人件費を立てて、その総額が285万3,000円、90人分立てております。

それと、あと直接経費という形で、計画書の印刷、これにつきましては1,000部を予定しております。それと、概要版の印刷、これは4,000部、それとアンケート調査を実施するに当たりましての発送用封筒の作成であるとか、発送の返信用の封筒、また郵送料の発送と返信というような経費を見ております。この経費につきましては、321万7,800円と、あと諸経費として57万円、合計で664万1,400円、これに消費税を33万2,070円を加えて、697万3,470円という予算額で、丸めさせていただき、700万円の委託料という形で補正予算を計上させていただいたものです。

以上でございます。

○議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） まず、15ページの工事請負費の消火栓の件でよろしいですね。

消火栓の充足率ということですが、今まで各地区から要望を受けても、なかなか実現できなくて、ストックの問題が非常にありました。今回の要望事項を含めまして、全部で8区、地区としては8区、14カ所ということで、これで、今、要望している消火栓につきましては、充足率100%ということになろうかと思っております。

もう一点、議員からのご質問の中で、9ページの訴訟代理人業務委託料の内訳はというようなご質問だったかと思っております。

これにつきましては、着手金が30万円、旅費相当額30万円、合計で60万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 訴訟の内容。

○議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） 石廊崎のジャングルパーク内でございますけれども、イワサキ産業が町道石廊崎線に花壇の設置をいたしました。その際の町の指導に対する訴訟でございます。裁判所は鹿児島地裁ということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 第5次総合計画に関連してですけれども、もうちょっと詰めて議論したいんですけれども、6月の議会の質問で、私、一般質問で、総合計画について、自分たちで考えるべきではないかという提案をしたんですけれども、その意見と違うからどうのこうのということではないんですが、まず、今、答弁があった中でも、業者に基本計画の原案なり素案ですね、つくるという話でありましたけれども、いわゆる町の総合計画は、地方自治法の第2条で決めるべきだというふうに定められているんですが、こういったものをほかの計画、私、6月議会でも、そのときも補正に出た次世代育成計画、こういうものも自分の頭で考えるべきだということで、極力コンサルタントにこういうものをゆだねるべきではないという意見を出したんですね。

そういう点で、改めて、いわゆる企画調整課というのは、町の仕事の中でいろいろな部門をやっているだけけれども、町のいわゆる方向性を決める上で、どういう役割を持って取り組んでいるのかという、その点についてはどのように考えていたんですか。

○議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 今、議員からのご質問であります。企画調整課の業務ということでもありますけれども、字のごとく、町の行政の運営につきまして、幅広く皆様方からの意見を聴取し、それらをもとに企画をし、町の発展につなげていくというような、大ざっぱでございますけれども、そのような形で仕事をしております。

具体的に今回の第5次総合計画策定というような業務並びに過疎地域でございます。その過疎地域であるがゆえの利点もありますので、そういうような過疎地域の法に基づく事業の展開というようなことをしております。

議員が6月の定例議会のときにもお話がありましたように、各種計画につきましては、業者委託でなく、職員等による手づくりの計画をつくるべきだというご指摘、ご意見がございました。それらをもとにしまして、今回、私どものほうも、すべて手づくりというわけにはなかなかいかない部分もございますので、極力業者委託は抑えた形での基本計画の策定を今後していきたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひした

いと思います。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） まさに企画調整の業務で答えていただいて、町民の意見を聴取して、それを調整していくということであるんですが、まさに役場というのは、その上で、実際に予算を使ってそれを実行する部署ですよ。しかも、昨今求められているのは、行革のね、いろいろな行革もありますけれども、単純な人件費削減、職員の人件費削減は好ましいと思わないだけけれども、やっぱり町民に対しても、いわゆるNPOの組織や、そういう中での指導、具体的に産業の問題でも、本来的には、いろいろ国や経済、それよりも大きい経済動向の中で、町民の生活を守ったり、向上していくための要求をどこまで伸ばしていくかという指導をしなければいけないわけですよ。そういう役割を役場が持っている。今、届かないか届くか、それに十分、不十分はわからないけれども、そういうことを担っていかなければならないんですね。

早くそういうことに気がついた役場というのは、それぞれの部署で、これは管理者あるいは副管理者がのいるところでも、そういう頭になっておられると思うんだけど、いわゆるそれぞれの段階でのエキスパートを育てて、その人みずからが町民を指導するなり、いわゆる問題は単純に物をあれやれ、これやれと、あるいは予算を引き出してパイプになるだけの役割ではなくて、いわゆる物事を組織して、そしてそれを一定程度の規模、メジャーにならなくてもいいけれども、町内あるいはその地域の中でのマイナー的存在であっても、それ、成就させていくという役割、これが求めらると思うんですね。

そういう観点でやられましたら、まさに意見聴取して、物事を策定するといった場合に、データの収集と、データの収集というのは、各データというのは、町勢要覧等々を含めてありますので、そして、その分析についても、大体もう、でも分析というのは、もうデータが集まれば、そこで様子はわかるわけで、問題はそれをどうしていくかという方法のときに、町民の意見を聞くと。そうすると、コンサルタントに入ってもらう役割は、私の場合、どこにあるのかというふうになるわけですね。

よその人にここのいわゆる職員が基礎アンケートや基礎調査とかすると。データを集めると。実際に物事をやったり、あるいはそれを材料にしておくものが、素案や原案を人につくってもらっていいのかという、そういう素朴な疑問なんです。その点、どういうふうに考えますかね。

○議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君） 今回の総合計画策定に当たりましては、今、議員のほうから
もご指摘、ご意見ありましたように、幅広く町民の方々から意見を聴取し、それらをもとに
計画を策定していきたいと。

それらのものにつきまして、住民でない業者が中に入って、策定書をつくるというものは
いかななものかというようなご意見だと思いますが、各種団体からの意見、またアンケート
調査、ワークショップというようなものを幅広く実施をし、それらについては、職員がすべ
て、先ほども全員協の中でも説明させていただきましたが、できる限り職員がやるという中
で、ここから出てきた意見につきましても、職員のほうである程度まとめ、それらについて
まとめたものについて、最終的には業者のほうに、ちょっと言い方はあれなんです、文書
化、計画書につきましての文書化をお願いすると。製本印刷という業者委託を考えておりま
す。

くどいようですけれども、本当にできる限りのことは職員でやろうという形で、今回、5
次計画につきまして、計画を練っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） 総合計画というのは概念的なものが多いものなんで、それでも予算
がかかる金額が大きいですね。ただし、10年に一遍だから、今、担当の課長さんに質問す
るのも、それは酷なのかもしれないんだけど、10年前のときは、こういうことの議論は
できないで、全体で一千数百万円、200万円以上の予算がそのまま通るわけですよ。通って、
そうすると、今度具体的には、実施計画だ、あるいは過疎計画、いろいろ流れの中で動いて
いくんだけど、途上で議会にも相談がないで、薬用試験場の廃止の問題が上で決まって
しまって、議会に出てくるような、そういう流れがこの間あって、この10年間の中には、そ
れどころか、その計画はそっちのけで、合併の問題に突き進むという流れがあったんで、い
わゆる自分の頭で考えて、この町をどうしようという意識が醸成されなければ、冊子をどん
なにつくっても、そんなお金の無駄で、そのままその予算を垂れ流して、別な動き、直近で
いえば、合併の問題でも、いわゆる新市計画にコンサルタントがずっと入っていたんですね。
合併協議会のわきに控えてね。これなんか、もっとひどいもので、ほとんどが、99%が新市
になってから協議していくという内容ですよ。そういうところに税金が注ぎ込まれていた
わけで、そういう点があって、やっぱり物事を自分の頭で考えるという経験を積み重ねてい
かないと、いつになっても人頼みのまちづくりで、でも役所のほうはそれでいいんです、そ
のまま過ぎていって。

ところが、そういうもとで地域の社会が、いわゆる国や県の政治の限界の中で問題があっても、しかし、意識的に能動的にやっているところは、そういう限界のある中でも、やっぱり芽を出して活性化している、そういうところがこの間、非常に明暗を分けているんですね。

特に、合併問題では、もう増田総務大臣、総務大臣を経験した増田さんが、朝日新聞の全面に近い、7月18日の半面使って、これはだめだったというぐらいの、現職で合併を進めてきた人がこういうことをやると。

我々は、そういう経験を乗り越えて今の町を守ってきたということがあって、時間が短かろうが長かろうが、やっぱり自分の頭で考えて、そしてどうするんだというスタンスをやっぱり考えて、予算は通るわけですけれども、意識を持って計画の問題に当たっていくべきだと、今後の。

それ、企画だけではなくて、ほかのそれぞれの部門でも、当該の予算執行する上で、どういう頭でやるのか。特に、企画立案必要なところは、町民の声を聞きながら、自分の頭で考えていくという経験をしていかないと、いつまでも人頼みで、では民間に予算だけ出して、町はそれで反発が来ているわけですから、町がもっと役場のいわゆるプロフェッショナルから示唆を仰ぎたいのに、そこがコンサルに頼らなければ知恵がかりられないという状況があったら、もうだめなわけで、実際、そういう状態を脱却する、本当はこういう金があるんだったら、勉強に使ってほしいというふうに思うわけですよ。パソコンのソフトも必要になったところで買うとかいうことで、苦いようだけれども、今後のまちづくりを進めていく上で、非常に大事なんで、これは議会もそうですよ。議会議員も自分の頭で考えていかなかったら、人頼みや役場頼みではまちづくりできないんで、その点、町長はいかがですかね、責任者として。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

○町長（鈴木史鶴哉君） 今、このたびの第5次総合計画の策定に係る補正予算の件、いろいろ横嶋議員から質問がありましたけれども、先ほど担当課長からも答弁させましたように、今回の補正を組むに当たっては、職員の意識をまず変えようということで、いわゆる純手づくり的な考えで予算を編成するよということをおも職員には申し伝えました。したがって、そういう心構えのもとに、この予算がもしお認めいただければ、今後の策定に向けて取り組みをしたいという思いであります。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

○11番（横嶋隆二君） もう一度繰り返してあれなんですけれども、今のこういう経済状態の中で、いわゆる町、どういうふうにするかという非常に難しい課題あると思うんですよ。

これ、この間、政府がやった緊急経済対策の使い道についてもそうなんですけれども、やっぱりやっぱりすべて網羅的にどこを上げるかどうかというのは、伸ばすかどうかというのは難しいかもしれないけれども、一つ一つね、あるいは、この停滞の状態は、産業振興にしても、どこに手をやったら、貸したなら伸びるのかということの考え上げないかもしれないけれども、まさにこういう計画づくりやなんかのときに、町民の意見を聞いて、自分の頭で分析して、どこに課題や手がかりがあるのかという、1つの手がかりがあるところに、やっぱりそこを伸ばしながら予算をつけるとか、あるいは、そういうことをきっかけに、波及効果や手を広げてやっていくという、そういう手法も考えていかないと、はっきり言って、緊急経済対策に関しても、どこに予算を使っていいかわからないような状態でお金、分けているのか、これは全く必要ないところにやっているというふうには思わないんだけど、やっぱり前向きな、いわゆる開拓や開発的なところにも、それはパイロット的なところに向けてということを見出す上でも、それは企画の仕事であるでしょうし、それぞれの部署の先頭に立っている課長のところの役割であると思うんですよ。そういうことを繰り返し経験していかないと、いつまでも住民の声に役立つものは、やはりこうだと、ここを一緒にやっていこうというふうになり得ないというふうに思うんで、こういうこの計画づくりの中で、そういう手法というのではないですが、経験を積み重ねて、若い職員にも伝えてやって、町民にもやっぱりそういう協働の中で、どこを伸ばしたら、この今の町の中での活性化というので、やっぱり安心して暮らし、生活していける、そういう方向で足がかりをどこで一つ一つつくれるのかということを生むことだというふうに思うんで、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

別に決して意地悪で言うわけではないんで、大変な状況の中で、上に一步進める上では、厳しい議論をしながら、意見をやり合って、そういう立場でいろいろ臨んでいるつもりなんだろうんで、ぜひそういう立場で進めていただきたいと。

極力コンサルタントに、アドバイザー的なものはいいかしれないけれども、そういう予算があったら、本当に勉強するほうに使うようにしてやるぐらいの覚悟で取り組んでいただきたいというふうに思います。

○議長（渡邊嘉郎君） ほかに質疑はありませんか。

漆田修君。

○8番（漆田 修君） 単純な質問なんですけれども、今、横嶋議員とほとんど同じですけどもね、質疑は。非常に計画に対する高邁な、かなり高邁な議論だと思うんです。

本来であれば、10年の8年目であるわけですね。近隣の市町もそうですが、2年ぐらいかけて自前のプランニングというのは当然できると思うんです、いずれにしても、ゴールは3月であるということ、時間的な余裕もありますけれども、そういう背景がありますね。

実は、基本計画、総合計画ですね、これの使われ方というのは、従来は、例えば自主財源率が非常に当町みたいな低いところ以外の100%を超えているところの自治体はそんなにないんですよ。例えば、事業債を発行するについてのその財源の根拠はどこにあるのか、その点上位の自治体にそういう申請するわけですから、そのときに、例えばそれは総合計画がありますよ。もしくは過疎自立計画がありますよと、そういうことを明示して、補助申請の根拠にするための使われ方しか現在のところはないんですか。その辺は、使い方はどうなんでしょうか。

自治法の基本原則は、2条の4項でうたっておりますけれども、それ以外にも、実務としては、そういう使われ方で一般的ではないんでしょうか。それ、総務課長いかがですか。

○議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

○総務課長（鈴木博志君） 総合計画の使われ方、使い方という部分かと思います。

表面的には、確かに町債発行時、申請時に、その根拠的なものは何だと、今、議員のおっしゃるとおり、総合計画、あるいは過疎計画、あるいは産振の計画のうちの一つの事業に入っていますよという部分はよく使います。

基本的に、だけれども総合というのは、10年の町の大綱というか、柱の部分ですね。そういったものは、各年各年、毎年毎年の当初予算等に、当初予算、町長のほうへ示達をするわけですけども、こういった柱をもとに、予算の肉づけとかという部分は当然使っているものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

○8番（漆田 修君） 余り話を長くしたくないんですけども、結局その程度の使われ方なんです、実務としては。

自治法で、確かに2条をよく見ますと、勉強しますと、その辺の計画の重要性というものはよくうたわれておりますが、そこで、私はどちらかというと横嶋議員の議論に賛成に近いんです。本来、3,000数百の自治体が1,800になり、しかも町村はその半分であるという実態

はありますけれども、その中においては、マンパワーの問題、それからそれらを構成する職員の資質のレベルの問題とか当然あると思うんですね。大きい自治体ほど優秀な人間、給料がいいですから、いい人材が集まっている一般的な傾向はありますが、その中において、例えば限られた時間、限られた職員の頭数、その中で、例えば総合計画のプランニングの策定から、果たして我が町を振り返って見たときに可能かどうかというところをまず視点を置かなければいけないと思うんですね。

本来は、基本的には、先ほどの前発言者の議員の全くそのとおりだと私は思うんですよ。さきのあれで、下田市は3年かけて、終了年次の3年前から独自の自前の総合計画を練って、最終的にお金をかけないで、シンクタンクを入れないで総合計画をつくりましたね。そういう説明が協議会でありました。ですから、そういう時間的な問題もあろうかと思うんですね。

ですから、私はここで大事なのは、これは町長に後でしますよ。首長のそういう意識の問題だと思うんですね。やむを得ずこういうことがあって、例えば合併でも当然基本計画を策定しましたけれども、そのときも各構成の4つの市町ごとに生データを収集したんですね、委員会をつくって。そういった生データもあるだろうし、それから賀茂郡下の1市5町の総合的な計画もありますね。これは来年、終了年度になりますけれども、そういったもろもろの計画とのそこで主張をしまして、やろうと思えば、僕はできないと思うんですね。それは議会としては非常に無責任なんですよ。ある意味では無責任ですね。やれやれと言うだけで、実際に、では議会はそこにどういう形で携わるのか。当然、議会と当局と、行政とのすみ分けの問題もありますから、そういう意味では、首長がどういう意識を持つのか、それに対するどういう意識を持つのかというのが実はポイントだろうと思うんです。その辺、先ほど横嶋議員も質問しましたが、改めて、もっと深くちょっとご答弁を賜りたいと思います。

○議長（渡邊嘉郎君） 町長。

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この総合計画は、いわゆる10年のスパンで計画を立てますよね。そこで、そこを具現化するための実施計画を3年のローリングで今度は立てるわけです。これらがやはりそれぞれの年度の当初予算等で盛られて、事業実施という格好になっておるわけですね。ですから、長い10年という期間になりますと、相当今のこの移り変わりの早い時代ですと、いろいろな状況は変わってくると思います。そこで、我々はやはりこの町の羅針盤とも言える総合計画をもとに行政を進めていくわけですが、そういう状況に今あるということはまず言える

と思います。

そこで、今、この総合計画の策定に当たっては、漆田議員が言われたように、合併問題が起こって、そしてそれに我々は取り組んできたわけですね。ですから、この総合計画を町の単独のやつは一時、合併を視野に入れながらということでは私に言ってきました。そこで、合併がああいう状態になって、単独のまちづくりをとということになって、この総合計画の策定に今、かかったわけですが、もう今言われるように、残り期間がもう少ないわけですね。ほかの自治体の場合も、やはり総合計画となりますと、2年3年前から準備に入って、そしてそれなりの予算づけをして、職員の体制をつくった中で取り組んでいくわけですが、今ここへ来て、ではそれができるかということ、今、漆田議員もかなりそういった発言をされていましたが、私はそれは1つあると思います。

ですから、今ここで我々ができることを職員を督励しながらやりますけれども、そういう状況の中での総合計画の策定ですので、ぜひひとつそれはご理解をいただきたいということ、やはり町の将来に向けての計画であるので、それぞれの部署の職員が自分の考えをそれに反映できるように、それは職員をさらにまた督励をして、そして住民の皆さんの意見も各分野から吸い上げながら、そして最終段階では、やはりそういったことの専門的な知識を有する、委託になりますか、そこでやはりある程度整理をしてもらって、そして文章表現であるとか、印刷製本という流れですが、そういう段階へ持っていきたいという思いであります。

以上です。

○議長（渡邊嘉郎君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論をする者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第58号 平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第58号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊嘉郎君） 議第59号 平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第59号の提案理由を申し上げます。

下水道会計補正予算は、歳出予算のうち、下水道施設管理事業のクリーンセンターコウキサンキカンの改修工事をするため、750万円増額、そして歳入予算につきましては、一般会計繰入金を750万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,251万8,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[発言する人なし]

○議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決します。

議第59号 平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第59号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事が終了したので、会議を閉じます。

本日はこれをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 梅 本 和 熙

署 名 議 員 漆 田 修